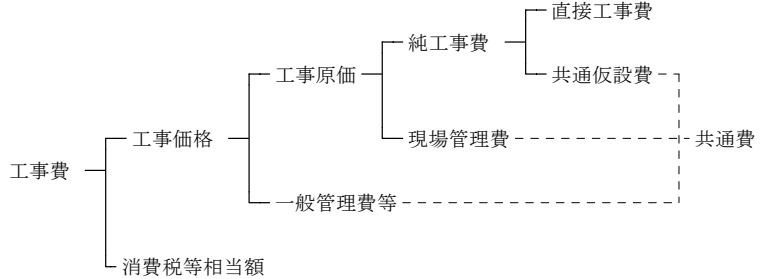
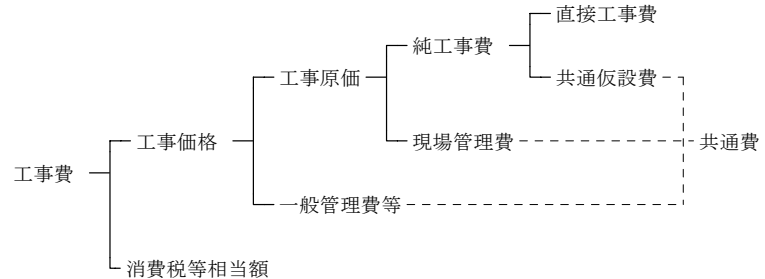


『 公共建築工事積算基準 』

【 改定 対比表 】

(平成19年度版)

「公共建築工事積算基準」

改 定 ※(平成19年度版)	現 行 ※(平成15年度版)
公共建築工事積算基準	公共建築工事積算基準
<p>(目的)</p> <p>第1 この基準は、公共建築工事を請負施工に付す場合において、予定価格のもととなる工事費内訳書に計上すべき当該工事の工事費（以下「工事費」という。）の積算について必要な事項を定め、もって工事費の適正な積算に資することを目的とする。</p> <p>(工事費の種別及び区分)</p> <p>第2 工事費の積算は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事等の工事種別ごとに行う。工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して積算する。直接工事費については、設計図書の表示に従って各工事種目ごとに区分し、共通費については、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分する。</p> <p>(工事費の構成)</p> <p>第3 工事費の構成は、次のとおりとする。</p>  <p>(工事費内訳書)</p> <p>第4 工事費内訳書は、「公共建築工事内訳書標準書式」による。</p> <p>(直接工事費)</p> <p>第5 直接工事費は、工事目的物を造るために直接必要とする費用で、直接仮設に要する費用を含み、その算定は次に掲げる各項による。</p> <p>(1) 算定の方法</p> <p>算定の方法は、次のイからハによる。</p> <p>イ 材料価格及び機器類価格（「材料価格等」という。）に個別の数量を乗じて算定する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1 この基準は、公共建築工事を請負施工に付す場合において、予定価格のもととなる工事費内訳書に計上すべき当該工事の工事費（以下「工事費」という。）の積算について必要な事項を定め、もって工事費の適正な積算に資することを目的とする。</p> <p>(工事費の構成)</p> <p>第2 工事費の構成は、次のとおりとする。</p>  <p>(工事費の区分)</p> <p>第3 工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して積算する。直接工事費については、設計図書の表示に従って各工事種目ごとに建築工事、電気設備工事及び機械設備工事等に区分し、共通費については、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分する。</p> <p>(直接工事費)</p> <p>第4 直接工事費は、工事目的物を造るために直接必要とする費用で、直接仮設に要する費用を含み、その算定は次に掲げる各項による。なお、工事中に発生する材料の端材に価値のあるときは、その数量に有価額を乗じて算定した額を控除する。</p> <p>(1) 算定の方法</p> <p>算定の方法は、次のイからハによる。</p> <p>イ 材料価格及び機器類価格（以下「材料価格等」という。）に個別の数量を乗じて算定する。</p>

「公共建築工事積算基準」

改 定 ※(平成19年度版)	現 行 ※(平成15年度版)
<p>ロ 単位施工当たりに必要な材料費、労務費、機械器具費等から構成された単価に数量を乗じて算定する。</p> <p>ハ イ又はロによりがたい場合は、施工に必要となる全ての費用を「一式」として算定する。</p> <p>(2) 単価及び価格 算定の方法に用いる単価及び価格については、「公共建築工事標準単価積算基準」(仮称)による。</p> <p>(3) 数量 算定の方法に用いる数量は、建築工事においては、「公共建築数量積算基準」、電気設備工事及び機械設備工事においては、「公共建築設備数量積算基準」による。</p>	<p>ロ 材料価格等、労務費、機械器具費及び仮設材費等を複合した費用に数量を乗じて算定する。なお、この費用は、「公共建築工事標準歩掛り」の定めによる「複合単価」、あるいは、物価資料による「市場単価」とする。</p> <p>ハ イ又はロによりがたい場合は、物価資料の掲載価格、専門工事業者の見積価格等を参考として定める。</p> <p>(2) 価格及び費用等 (1) 算定の方法イ及びロに用いる材料価格等、労務費、機械器具費等は、次のイからホによる。</p> <p>イ 材料価格等 材料価格等は、原則として積算時の最新の現場渡し価格とし、物価資料の掲載価格、製造業者の見積価格等を参考に、数量の多寡、施工条件等を考慮して定める。</p> <p>ロ 労務費 労務費は、「公共工事設計労務単価」による。ただし、基準作業時間外の作業、特殊条件による作業等については、従事する時間及び条件によって労務単価の割増を行うことができる。また、山間へき地、離島等の工事については、実情に応じて別途適正に定める。</p> <p>ハ 機械器具費 機械器具費は、「請負工事機械経費積算要領」(昭和49年3月15日付け建設省機発第44号)により定める。ただし、これによりがたい場合は、物価資料の掲載価格、専門工事業者の見積価格等を参考とする。</p> <p>ニ 仮設材費 仮設材費は、「建設用仮設材損料算定基準」(昭和44年6月12日付け建設省機発第65号)により定める。ただし、これによりがたい場合は、物価資料の掲載価格、専門工事業者の見積価格等を参考とする。</p> <p>ホ 運搬費 工事現場以外で加工を要する材料、仮設材料及び機械器具等の運搬に要する費用は、必要に応じて「請負工事機械経費積算要領」により定める。ただし、これによりがたい場合は、物価資料の掲載価格、専門工事業者の見積価格等を参考とする。</p> <p>ヘ 市場単価 市場単価は、市場の取引実態に基づく単位量あたりの単価とし、物価資料の「建築工事市場単価」により定める。ただし、取引数量、施工条件等が物価資料の掲載条件と異なる場合は、実情に応じて単価を補正する。</p> <p>(3) 数量 (1) 算定の方法に用いる数量は、建築工事については、「公共建築数量積算基準」、電気設備工事及び機械設備工事については、「公共建築設備数量積算基準」の定めによる。</p>

「公共建築工事積算基準」

改 定 ※(平成19年度版)	現 行 ※(平成15年度版)
<p>(共通費)</p> <p>第6 共通費は、次の各項について算定するものとし、具体的な算定については、「公共建築工事共通費積算基準」による。</p> <p>(1) 共通仮設費 共通仮設費は、各工事種目に共通の仮設に要する費用とする。</p> <p>(2) 現場管理費 現場管理費は、工事施工に当たり、工事現場を管理運営するために必要な費用で、共通仮設費以外の費用とする。</p> <p>(3) 一般管理費等 一般管理費等は、工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用で、一般管理費と付加利益からなる。</p> <p>(消費税等相当額)</p> <p>第7 消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税相当分からなる税率を乗じて算定する。</p> <p>(設計変更における工事費)</p> <p>第8 設計変更における工事費は、当該変更対象の直接工事費を積算し、これに当該変更に係わる共通費を加えて得た額に、当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。</p>	<p>(共通費)</p> <p>第5 共通費は、次の各項について算定するものとし、具体的な算定については、「公共建築工事共通費積算基準」の定めによる。</p> <p>(1) 共通仮設費 共通仮設費は、各工事種目に共通の仮設に要する費用とする。</p> <p>(2) 現場管理費 現場管理費は、工事施工に当たり、工事現場を管理運営するために必要な費用で、共通仮設費以外の費用とする。</p> <p>(3) 一般管理費等 一般管理費等は、工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用で、一般管理費と付加利益からなる。</p> <p>(消費税等相当額)</p> <p>第6 消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税相当分からなる税率を乗じて算定する。</p> <p>(その他)</p> <p>第7 設計変更における工事費は、当該変更対象の直接工事費を積算し、これに当該変更に係わる共通費を加えて得た額に、「当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額／当初予定価格内訳書記載の工事価格」の比率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。</p>